

昭和四十六年国家公安委員会規則第五号

獵銃の口径の長さの特例に関する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年總理府令第十六号）第六条の三第二項ただし書の規定に基づき、獵銃の口径の長さの特例に関する規則を次のように定める。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十九条第二項ただし書の獵銃の口径の長さは、次に掲げるとおりとする。

ライフル銃一二・〇ミリメートル

ライフル銃以外の獵銃八番

附 則

この規則は、昭和四十六年五月二十日から施行する。

獵銃および空氣銃の口径の長さの特例に関する國家公安委員会規則（昭和四十一年國家公安委員会規則第四号）は、廃止する。

附 則（平成二年一月一八日國家公安委員会規則第一〇号）抄

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。